

平成29年4月から 雇用保険料率が引き下がります

- ◆ 「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が平成29年3月31日に国会で成立しました。平成29年4月1日から平成30年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりとなります。
- ・ 失業等給付の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに1/1,000ずつ引き下がります。
- ・ 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き 3/1,000です。

平成29年度の雇用保険料率

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担			① + ② 雇用保険料率
			失業等給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	
一般の事業	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
(28年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
(28年度)	5/1,000	8/1,000	5/1,000	3/1,000	13/1,000
建設の事業	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000
(28年度)	5/1,000	9/1,000	5/1,000	4/1,000	14/1,000

(枠内の下段は平成28年度の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

